

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 近畿日本ツーリスト株式会社
法人番号： 2010001187437
住 所： 東京都新宿区西新宿2丁目6番1号
- 指名停止措置期間： 令和5年8月28日から令和5年9月27日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 中部地方測量部管内
- 事実概要：

近畿日本ツーリスト株式会社静岡支店の社員2人は、国の新型コロナウイルスワクチンのコールセンター事業を巡り、自治体に過大請求していた問題で、焼津市から約1億700万円、掛川市から約1億1700万円を詐取したとして、令和5年7月18日、詐欺の疑いで逮捕された。

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である近畿日本ツーリスト株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～14 略	略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)